

ケアマネジャーの運用改善を求める意見書

今年度の介護保険制度の改正によって、ケアマネジャーの制度も見直され新たなシステムが構築される。改正案によると、現状での問題に関して対処策が示されているものの、不十分とする不満の声もある。

現状での問題点の第一は、ケアマネジメントの9割程度が関連法人の併設事業所であり、主体性・中立性の観点から職務に影響があるとの点である。つまり被介護の立場よりは、会社の利益の立場でという点が否めないわけである。

そもそも、独立事業所を営めないのは、ケアマネジメント1件当たりの報酬が少ないという問題のためである。現状の1件当たり8,000円では、独立に向け担当件数の大幅増を要するが、1人当たり40～50人程度が限度である。これ以上になると主治医との連携や、サービス担当者会議の参加が不徹底になるなどの問題も生じる。

第二に、ケアマネジャーの職務の拡大が焦点との見方もある。現状、ケアプラン作成においては各種の専門職によるケアチームが組織され、それぞれケア計画を作成する。この作業において、ケアマネジャーを最初から参加させることによってプランの充実を図り、もって独立への近道につなげてはという意見もある。

第三に、利用者からの問題としては、寄せられてくる苦情の中で、不適正なケアプランや被介護者の意向に沿わないプランに対するものが多い。また、ケアマネジャーの職務多忙や経験不足により、支援困難のケースを抱えることもある。結果、ケアマネジャーが相談相手もなく、孤立化してしまうケースも多く存在する。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、ケアマネジメントの職務を円滑にこなす地域社会全体に根づいた介護制度を充実させるため、下記の運用改善を求めるものである。

記

- 1 プランの質の向上に向け、1人当たりの担当件数の具体的な限界人数を設定すること。
- 2 独立開業が可能な程度に達する、職務範囲の拡大及び報酬の見直しをすること。
- 3 独立事業所に対する優遇措置をすること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成17年9月29日

三鷹市議会議長 金 井 富 雄